

請求権問題に関する初期の交渉要領案

二七二一三改訂

重 二

一、最初の段階において、請求権に関する先方の見解を項目別に分類提出せしめ、各項目の正当性について先方の説明を求めらる。

右に当つては、今後のわが方の全般的解決策のめどを立てる必要もあり、かつ、ずるずるに請求の提起されることを防ぐため、当初から全貌を明かにせしめるようにする。

なお右請求には確實な証拠資料を添付することを要求する。

二、(1) 請求権に関する先方見解の各項目、範囲、論拠等が相当合理的であることが明確になるまでは、各種請求権の個別的交渉に入ること拒否する。

(2) 国際先例上領土分離に当り分離国が各種の請求をなすことが認められているのは、分離国所在の少くとも被分離国系私有財産が尊重されることの裏付けがあるとの立場を承認せしめるに努める。

(3) この段階に際し、わが方の請求権の論拠を明確にするため、ヴェステ

イング・デクリー（在韓日本財産の帰属に関する米軍命令）が管理処分以上の効力を有しないという法理論に立ち、その他の理論的問題（例えば、国公有財産の継承範囲、内乱による日本財産の損害に対する韓国側の国家責任等）と併せて、十分審議する。

三、先方がわが方の立場を認めた場合は、別紙記載の三つの処理方法のいずれをとるか。その利害得失を政治的、財政的に検討して、わが方の態度を決定する必要がある。

四、また、先方もそれを要求するであろうが、わが方としても、南北鮮一体にわたるものとして本件をとりあげ、特に、北鮮関係の日本財産は当然わが方の取り分であることを承認せしめる。この場合、わが方も計数的資料を整備し、且つ、財産所在地の決定についての理論的諸問題を研究しておく必要がある。

五、叙上の経過で略々順調に交渉が進捗した場合には、適当な局面で技術的な問題に転じ、清算ないし支払の実施方式（終戦後の事態に基く契約履行不能に関する経過的措置を含む。）を審議することの方式においても

相互主義により、わが方の取り分の返還が保証されることを条件にして、わが方の債務を支払うという方式を採るよう折衝する。

注 わが方の在鮮財産及び対鮮請求権の返還をいし補償を得ることは、朝鮮全般の現実の情況に照らし容易でなく、加うるに、韓国側は、わが方の在鮮財産及び対鮮請求権は、日本が朝鮮から収奪したもので、本来韓国のものであるという議論に立つ可能性もあつて、早急に見解の一致を見ることは困難であらうと予想される。従つて本件交渉においては、あくまで法理論を堅持し長期にわたつて十二分に審議を尽くすことが、先方の出方によつては、究局において、大局的解決に導く途をも閉ざさないものとする。

(別紙十請求権処理に関する三つの方法)は原案と同じであるから、ここに添付することを省略する。)